

この利用規約は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」といいます。）が情報処理安全確保支援士の業務に関して制定し権利を保有する右記シンボルマーク（電子データを含み、以下「本ロゴ」といいます。）を、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）以外の者（組織を含みます。以下同様）が利用する際に適用される利用許諾条件等を定めるものです。



第1条（事務局）

本ロゴの管理に係る事務局（以下「ロゴ事務局」といいます。）は、IPAのデジタル人材センター 国家資格・試験部 登録・講習グループの中に置きます。

第2条（利用許諾）

- 以下に掲げる者は、自組織における取組もしくは登録セキスペの育成の状況、または登録セキスペの活動の内容などを内外に広報する業務目的の範囲内で、本規約に従って本ロゴを無償で利用することができます。（別紙参照）
 - 有資格者の所属する組織、企業
 - 国の行政機関
 - 地方公共団体
 - その他 IPA の許諾した者
- 前項によって本ロゴを利用できる者を、以下「利用者」といいます。
- 第1項(1)号に掲げる者が本ロゴの利用(印刷物への作出・PC画面への出力等、及びそれらの配布・送信等を含みます。以下同様)を希望する場合、事前に「(様式1)情報処理安全確保支援士ロゴマーク利用申請書」をロゴ事務局に提出し、同事務局所定の審査を経てその許諾を受けてください。
- 本規約は、報道関係者、学校関係者その他の者が、法令に基づいて本ロゴを適法に使用することを妨げません。

第3条（許諾の条件）

利用者は、以下の各号を遵守してください。

- 情報処理安全確保支援士制度の趣旨に反せず、同制度の普及・啓発を阻害せず、情報処理安全確保支援士またはその業務の名誉・信用・品位等を損なわない態様で、本ロゴを利用してください。
- 本ロゴを情報処理安全確保支援士制度または情報処理安全確保支援士と関連づけて

②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業向け

記事・視聴覚資料等を掲出・制作等する場合は、それらの内容の真実性・客観性の確保と維持に常に留意してください。

3. 利用者による本ロゴの利用態様等、または前号所定の記事・視聴覚資料等について、ロゴ事務局から事情説明等の要請を受けた場合は、遅滞なくこれに応じてください。
4. 本ロゴを印刷物等に作出したりPC画面に出力等する場合は、原則として白地の無背景とし、いかなる場合もその色彩・色調は変更しないでください。変形については、いかなる改変（一部分のみの利用も含みます）も禁止しますが、確立した社会通念の範囲内で、利用場面に応じて本ロゴ全体を各方向に一律に縮小又は拡大する場合に限り、許諾します。（別紙参照）
5. 本ロゴと類似し、または誤認混同の恐れのある他の標章等を利用する場合は、それらと本ロゴとの異同が明確となるように、注記その他適切な措置を講じてください。
6. 第2条第3項に基づいて提出した申請書の記載内容に変更を生じた場合、遅滞なく同条同項所定の申請書式に従ってロゴ事務局に変更内容を届け出て、同条同項に基づく許諾の継続の有無等について同事務局の指示・決定に従ってください。
7. 上記各号の他、本規約の他の条項を遵守してください。

第4条（禁止事項）

以下各号の行為を禁止します。

1. 利用者自身またはその活動（本ロゴの利用を含む。）がIPAと提携その他何らかのビジネス上または法的な関係を持つと誤認させる言動。
2. 本ロゴが、IPA以外の者の権利の対象であり、または情報処理安全確保支援士制度とは無関係な他の業務等に関連するマークであると誤認させる言動。
3. いかなる場合も本ロゴの全部又は一部分を他の標章・文字・図形等（以下この項において図形等という）の一部へ組み込み、或いは図形等を本ロゴの一部に組み込み、または結合させ、その他本ロゴの標章としての一体性・独立性を損なう態様による本ロゴの利用。
4. 再利用許諾その他、他者（子会社等を含む）に本ロゴの利用上の便宜を供与すること。
5. 公序良俗に反し、虚偽の事実を流布し、利用者または第三者による不当な利得を目的とし、もしくはその他健全な社会通念に反する態様による本ロゴの利用。
6. 上記各号の他、本規約に違反する行為。

第5条（報告、調査、是正措置）

1. 利用者は、ロゴ事務局から随時の指示を受けた場合、または同事務局が別途指示する期間ごとに、遅滞なく、当該指示の内容に従って、本ロゴの利用状況等を報告してください。その際本ロゴを利用した物品その他関連する資料等を無償で提出してください。なお、ロゴ事務局は、前提出を受けた資料等を、情報処理安全確保支援士制度の普及状況、または本規約の履行状況確認のためにのみ使用するものと

②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業向け

し、確認後は、利用者から別段の申し入れを受けて返却する場合を除き、ロゴ事務局において廃棄処分します。

2. 利用者は、第3条第2項所定の記事・視聴覚資料等の真実性・客観性についての調査及び証憑類の提出をロゴ事務局から求められた場合、遅滞なくこれに応じてください。またロゴ事務局が、上記調査または本規約の履行状況の調査等の同事務局自身による実施を申し出た場合、利用者は、これに同意して前調査に誠実に協力してください。
3. 利用者に本規約違反の事実があり、またはその強い疑いがあるとロゴ事務局が認めた場合、ロゴ事務局は、必要または相当な是正措置（情報処理安全確保支援士制度に対する社会の信頼回復等のための措置を含みます。）を利用者に求めることがあります。この場合、利用者は、これに誠実に従ってください。

第6条（無保証等）

1. 本ロゴに関する全ての権利はIPAに帰属しますが、IPAは、本ロゴが他人の著作権その他正当な法的利益を侵害しないことを保証しません。なお、IPAは、善良なる管理者としての注意をもって実施した調査に基づき、本ロゴが他人の権利を侵害しないと認識しています。
2. 利用者による本ロゴの利用、または第3条第2項所定の記事・視聴覚資料等に起因して利用者または第三者が関係する苦情・法的トラブル等が発生した場合は、利用者が自己の責任と費用負担の下で対処・解決してください。IPA及びロゴ事務局は、前苦情・法的トラブル等に対して一切関知せず、また、利用者及び第三者に生じる一切の損害・損失等について責任を負いません。

第7条（任意解約）

利用者は、いつでも、ロゴ事務局所定の書式に従い、「解約日」を記載した書面を同事務局に提出して、本規約に基づく本ロゴの利用許諾契約を解約することができます。この場合、本規約の効力は前解約日の前日の満了をもって、自動的に失効します。但し、第5条第3項の規定の効力はその後もなお有効に存続します。

第8条（許諾の取り消し等）

1. ロゴ事務局は、利用者に以下各号の事由がある場合、直ちに、または相当の催告期間において、第2条第3項の許諾を取り消すことができます。
 - (1) 本規約に違反した場合。
 - (2) 第2条第3項所定の申請書の記載内容、または第3条第6項に基づく届け出の内容に虚偽、真実の隠ぺい等がある場合。
 - (3) 第5条所定の報告・調査に際して、虚偽、真実の隠ぺい等の言動がある場合。
 - (4) IPA、ロゴ事務局、または第三者の名誉・信用を棄損し、業務を妨害し、その他本規約に基づく利用許諾関係を継続しがたい背信的言動がある場合。

②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業向け

2. 前項によって許諾が取り消された場合、利用者は直ちに、本ロゴの新たな利用を中止すると同時に、作成済みの印刷物や資料等（本ロゴを利用した物品に限ります）については、本ロゴ利用部分の抹消・削除、回収、廃棄その他、許諾取り消しに伴う必要な措置を講じてください。
3. 本条第1項によって許諾が取り消された場合、本規約は取り消された時に自動的に失効しますが、第5条第3項の規定の効力はその後もなお有効に存続します。

第9条（その他）

1. IPAは、本ロゴに対する第三者からの権利主張、情報処理安全確保支援士制度に関する法令の改廃、その他やむを得ない事情がある場合、利用者に対してホームページや官報など適宜の方法で、原則として事前に通知した上で、本ロゴの全部または一部を変更もしくはその運用を一時中止または廃止等することがあります。この場合、利用者は、本ロゴのその後の利用等についてロゴ事務局の決定に従ってください。
2. ロゴ事務局は、利用者に対して適宜の方法で、原則として事前に通知した上で、本規約を改訂することがあります。その場合、改訂後の規約は、前通知の中で「発効日」として指定した日から効力を生じます。
3. IPA 及びロゴ事務局は、前各項に起因して利用者が被る損害や損失等に対して、一切の賠償も補償もしません。
4. 本規約に関する法的紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。

「情報処理安全確保支援士ロゴマーク・名称」利用ガイドライン

1. 名称

法律名	情報処理安全確保支援士
通称名	登録セキスペ（登録情報セキュリティスペシャリスト）
英語名	RISS :アール アイ エス エス (Registered Information Security Specialist)

2. ロゴマークの図柄

2.1 カラー版



2.2 白黒版



②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業向け

3. ロゴマーク表示の際のルール

3.1 ロゴマークの画像データは IPA が交付したものをそのまま使用してください。
(正比率の拡大・縮小以外の加工禁止)

3.2 最小使用サイズ

・印刷時の最小使用サイズは 12mm を推奨とする。



4. 名称・ロゴの利用例

名称やロゴは自組織における取組や登録セキスペの育成の状況や活動の内容などを内外に広報する目的のために、公式ホームページ、会社案内、プレスリリース、社内報、リクルート活動などに利用することが可能です。

例 1) 企業ホームページ ～人材育成への取り組みや有資格者の活動様子を紹介～

会社紹介

私たちは資格取得者を応援しています！

現在23名の登録セキスペが在籍しており、2020年までに50名の登録を目指します。



あなたのセキュリティに関する実践的な知識・技能の証明になります。
継続的な自己研鑽を積み重ねることが証明できる国家資格です。
具体的には、最新の知識・技能・倫理に関する知識について、1回/年6時間程度のオンライン講習と1回/3年、6時間程度の集合講習の機会があります。
オンライン講習は通年又は期間を限定して配信し、自宅等での受講も可能です。

有資格者間のネットワークを構築に役立つ！
集合講習はオンライン講習の習得度を確認する場であるだけでなく、グループ討議を実施するため、有資格者間のネットワークを構築するためにも有用であり、広い業態のセキュリティに携わる人との意見交換を通じて、視野の広がりや情報収集が可能になります。

倫理面での知識が身に付きます！
情報セキュリティ対策を担う立場で様々な倫理的責任と義務を遂行するために、業務においてどのような行動をとるべきか、その規範と基本的なアプローチについて学びます。
情報セキュリティに関連する法令や規制、契約などについて、情報セキュリティの業務をする上での重要なポイントを学びます。

先輩の声（取得者インタビュー）

		
〇〇グループ Aさん	〇〇部 Bさん	〇〇システム Cさん

情報処理安全確保支援士のロゴマークの利用申請書（新規・変更）

年 月 日

ロゴ事務局 殿

【申請者】 貴組織名称：

代表者名：

【担当者連絡先】 所属部署：

ご氏名：

住所：〒

電話番号：

メールアドレス：

情報処理安全確保支援士制度のロゴマークの利用を申請します。利用にあたっては「情報処理安全確保支援士のロゴマークに関する利用規約_2 および別紙」に掲げるすべての事項に同意します。

記

- 1 事業等の名称：
- 2 利用目的：
- 3 利用態様：
- 4 利用期間：開始 年 月 日 から 終了 年 月 日まで（※）
- 5 場所・数量等：
- 6 参考資料（添付必須：概要説明資料や図案等、内容がわかるものを添付してください）
- 7 貴組織名称のIPAホームページでの公開について
公開しても良い
公開しない

（※）利用者は、いつでも、IPA 所定の書式に従った解約書面をIPAに提出して、上記記載の 利用規約_2 に基づく本ロゴの利用許諾契約を解約することができます。この場合、本規約は右解約書面に記載された解約日の前日の満了をもって、自動的に失効します。但し、同規約第5条第3項の規定はその後なお有効に存続します。

記入例

情報処理安全確保支援士のロゴマークの利用申請書（新規・変更）

××××年 ××月 ××日

ロゴ事務局 殿

組織・企業の名称及び
代表者名を記入ください

【申請者】

貴組織名称：株式会社●●事業部

代表者名： 情報 確太郎

【担当者連絡先】

所属部署： ●●●部●●課

ご氏名： 安全 守

住所：

電話番号：

メールアドレス：

組織・企業のご
連絡先を記入ください

情報処理安全確保支援士制度のロゴマークの利用を申請します。利用にあたっては「情報処理安全確保支援士のロゴマークに関する利用規約_2 および別紙」に掲げるすべての事項に同意します。

記

終了日が未定の場合は
利用期間【空欄】にする

- 1 事業等の名称： ソフトウェア製品開発、Webサイト運用管理、基盤システム構築など
- 2 利用目的： 組織における取組報告、登録セキスへの育成の状況提示、社内活動の広報、リクルート活動など
- 3 利用態様： 会社案内パンフレット、プレスリリース、社内報、公式ホームページ
- 4 利用期間： 開始 2017年 4月 1日 から 終了 2020年 9月 30日まで（※）
- 5 場所・数量等： 公式ホームページ、社内ホームページ、会社案内パンフレット 1000部など
- 6 参考資料（添付必須： 概要説明資料や図案等、内容がわかるものを添付してください）
- 7 貴組織名称のIPA ホームページへの公開について

公開しても良い

公開しない

IPA ホームページで、掲載に同意頂いたロゴ利用許諾組織名を公開しています。

<https://www.ipa.go.jp/siensi/forriss/logo.html>

必ず、どちらかにチェックを入れてください

（※）利用者は、いつでも、IPA 所定の書式に従った解約書面をIPA に提出します。この場合、本規約は右解約書面に記載された解約日の前日の満了をもって、自動的に失効します。但し、同規約第5条第3項の規定はその後なお有効

②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業向け
に存続します。

(郵送先)

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階
独立行政法人情報処理推進機構 デジタル人材センター 国家資格・試験部
登録・講習グループ登録係宛

以上